結核予防計画（案）に係る意見一覧

No.	提案者	骨子・本文	項目	ページ	意見	意見への対応	反映状況
1	県関係	本文	第２ １（1）	2	図のタイトル「図1-1結核罹患率、全国及び岩手県1970年～2010年」→図に2011年が記載されていないため	ラベルの間隔が5年のため、2010年までのラベル記載となっているが、データの終点は2011年。	C
2	県関係	本文	第２ １（2）	3	高齢者は、何らかの基礎疾患を有する者が多く → 基礎疾患の合併状況を図説する。	意見のとおり修正し、基礎疾患の例を記述。	A
3	県関係	本文	第２ ２（1）	3	実施義務者からの届出率についても検証が必要。そもそも全数の届出がなされている疑問。届出がある実施者は届出のない実施者と比較して実施率が優位に高いと推察される。	実施義務者の届出率は不明のため、今後の検討課題とする。	D
4	県関係	本文	第２ ２（1）	3	・定期健診は、効率的に実施することが重要であり、 →下線部削除	国の予防指針においても使用されている表現なので、案のとおりとする。	C
5	県関係	本文	第２ ２（1）	3	・～、65 歳以上の者が対象となっている一般住民の受診率の向上を図る必要がある。 → ・～、肺がん検診と併せて、一般住民の受診率の向上を図る必要がある。（自治体によっては肺がん検診を受けた人は結核検診を受ける必要がないと明記しているところもあり、結核検診だけでの受診率を議論するのはあまり意味が無い。肺がん検診または結核検診を受ける人で検討する必要があると思われる。）	肺がん検診と併せて実施したものも、受診者に含めて報告するように、市町村に周知する。	C
6	県関係	本文	第２ ２（3）	4	・～、小児結核の発症予防、特に重症化予防に効果があることから、早期接種を促進していく必要がある。 → ・～、小児結核の発症予防、特に重症化予防に効果があることから、適切な時期の接種を促進していく必要がある。 （※厚労省厚生科学審議会 予防接種部会・結核部会での議論有り）	意見のとおり修正。	A
7	県関係	本文	第２ ２（4）	4	（4）発生動向調査 →（4）結核発生動向調査 P11に合わせる。	意見のとおり修正。第４ ４（1）及び（2）も同様に修正。	A
8	県関係	本文	第２ ２（4）	4	・患者から検出された結核菌の解析体制（病原体サーベイランス）は、本県においては、これまでのところ構築されていない。 →下線部削除	本県において構築されていないことを明確にするため、案のとおりとする。	C

結核予防計画(案)に係る意見一覧

No.	提案者	骨子・本文	項目	ページ	意見	意見への対応	反映状況
9	県関係	本文	第２ ２（4）	4	・医師は、結核を診断したときは直ちに届け出るよう努めるとともに、 →下線部削除	意見のとおり修正。	A
10	県関係	本文	第２ ２（4）	4	・医師は、結核を診断したときは直ちに届け出るよう努めるとともに、→ ・医師は、結核を診断したときは直ちに届け出るとともに、 （法に規定された義務）	意見のとおり修正。	A
11	県関係	本文	第２ ２（5）	5	・本県においては、平成18 年から平成23 年までに社会福祉施設、医療機関等において5件の集団感染事例が～。（医療機関の明記）	意見のとおり修正。	A
12	委員	本文	第２ ２（5）	5	いろいろな老人を対象としたしかも高齢者・超高齢者を対象とした施設での結核対策などを重点的に入れていただくと動きが出てくるのではないでしょうか？ ハイリスクグループという文言が出てきますが、もう少し具体的に挙げてもいいかもしれません。	早期発見、高齢者結核の留意事項の記述を追加。	A
13	県関係	本文	第２ ３（1）	5	・～、病床利用率が著しく低くなっており、患者の利便性を考慮しつつ、～。 → ・～、病床利用率が著しく低くなっているが、耐性菌の増加等による再興感染症としての結核対策も考慮しつつ、～。 （再興感染症としての結核対策も重要なため。）	意見を参考に修正。	A
14	県関係	本文	第２ ３（1）	5	（以下を追加） ・医師の結核医療に関する能力の向上のための研修会等を実施するなどし、結核の医療を行う専門医の人材養成に努める。 （結核に関する医師の養成が重要なため）	意見を参考に修正。	A
15	県関係	本文	第２ ３（4）	6	・症状を訴えてから医療機関を受診（初診）するまでに2か月以上要している者の割合は平成19 年以降、8.1%から20.4%で推移し、概ね全国平均を下回っている（表5）のに対し、受診から診断までの期間が1 ヶ月以上を有している者は、同様に25.7%から35.9%で推移し、減少傾向にあるが、全国平均を上回っている（表6）。 →上回っている・下回っているだけではなく、その要因も記載すべき。	要因の詳細な検討については、今後の検討課題とする。	D

結核予防計画（案）に係る意見一覧

No.	提案者	骨子・本文	項目	ページ	意見	意見への対応	反映状況
16	県関係	本文	第２　３（4）	6	・医療機関等は早期発見に努める必要がある。 　→塗抹陰性、培養陽性の場合等、培養検査には4～8週間を要するため、統計上『診断の遅れ』に反映される。統計上の診断の遅れは、必ずしも医師が結核を疑わなかったことに起因するものではないので、誤解のない表現が必要。	意見を参考に記述を追加	A
17	県関係	本文	第２　３（4）	6	・結核の早期診断や重症化予防を図るため、有症状受診の必要性、高齢者結核の特徴を啓発するとともに、医療機関、社会福祉施設等は早期発見に努める必要がある。 また、高齢者においては無症状であったり、非典型的な症状しか呈さないことがあることに留意する必要がある。 （下線部の追加）	・啓発については、「第２　本県の結核の現状と課題　１　結核罹患（2）年齢階級別罹患率と新登録患者の年齢別割合」に、記述を追加。 ・早期発見、高齢者結核の留意事項については、「第２　本県の結核の現状と課題　２　結核の予防対策（5）施設内（院内）感染対策」に、記述を追加。	A
18	県関係	本文	第２　４（2）	7	・県は、結核研究所、日本結核病学会等が主催する研修会等に保健所等の職員を派遣している。 ・県は、積極的に職員を研修会等に派遣し、人材の養成に努める必要がある。 （下線部の追加）	意見のとおり修正。	A
19	県関係	本文	第２　４（2）	8	「・保健所や結核病床を有する第二種感染症指定医療機関は、地域の医療機関や社会福祉施設等の職員を対象とした研修会を開催している。」 　→研修会の開催頻度と回数を明確に記述。	意見を参考に修正	B
20	県関係	本文	第３　２（1）	9	「発症のリスク等に応じた効率的な健康診断、」の健康診断が定期健康診断を指すのであれば、用語の統一。	意見のとおり修正。	A
21	委員	本文	第３　２	9	いろいろな老人を対象としたしかも高齢者・超高齢者を対象とした施設での結核対策などを重点的に入れていただくと動きが出てくるのではないでしょうか？ ハイリスクグループという文言が出てきますが、もう少し具体的に挙げてもいいかもしれません。	意見を参考に修正。	A
22	県関係	本文	第４　１（1）	10	ハイリスクグループ及びデインジャーグループの定義を明確に記述。	意見のとおり修正。	A

結核予防計画(案)に係る意見一覧

No.	提案者	骨子・本文	項目	ページ	意見	意見への対応	反映状況
23	県関係	本文	第4　1（1）	10	・ハイリスクグループ：地域の実情に即した疫学的な解析により結核発病の危険が高いとされる住民層 （乳幼児、免疫不全疾患（HIV 感染など），治療管理不良の糖尿病患者，免疫抑制剤、TNFα 阻害剤などの生物学的製剤や副腎皮質ホルモン等の結核発病のリスクを高める薬剤治療を受けている者，臓器移植例，透析患者など） ・デインジャーグループ：発症すると二次感染を生じやすい職業に就いている者 （教職員，保育士，医師，看護師、検査技師、放射線技師など医療関係者、保健師など） （各グループの実例を具体的に記述）	意見のとおり修正。	A
24	委員	本文	第4　1（1）	10	いろいろな老人を対象としたしかも高齢者・超高齢者を対象とした施設での結核対策などを重点的に入れていただくと動きが出てくるのではないでしょうか？ ハイリスクグループという文言が出てきますが、もう少し具体的に挙げてもいいかもしれません。	ハイリスクグループの具体例を追記。	A
25	県関係	本文	第4　1（2）	10	高齢者については、結核発症のハイリスク因子を念頭に置いて胸部エックス線の比較読影を行う、喀痰抗酸菌検査等により健康診断を効果的に実施できるよう、～。 （喀痰検査の重要性の明記）	意見のとおり修正。	A
26	団体	本文	第4　1（3）	10	県は、精神科病院をはじめとする病院、→ 　下線部を削除（精神科病院を病院の代表とするのに違和感あり）	意見のとおり修正。	A
27	県関係	本文	第4　1（5）	10	医療を受けていないじん肺患者等に限定し、基礎疾患を有する者に対する啓発を削除してよいか。	基礎疾患を有する高齢者を追加。	A
28	県関係	本文	第4　1（7）	10	健康診断実施主体は、～、積極的に喀痰抗酸菌検査の活用を推進する。なお、その結果を判断するに当たり、塗抹陽性は結核の場合感染性が高いことを示すが、結核菌ではなく非結核性抗酸菌の可能性があることについても留意する。 （塗抹陽性のみの強調は、適切ではない）	意見のとおり修正。	A
29	県関係	本文	第4　1	10	(8)として以下を追加。 「県、市町村は、結核患者と接触する機会のある職員に対して、IGRA等適切な検診を行う。」	定期健診又は接触者健診を適切に実施。	D
30	団体	本文	第4　2（1)～(5)	10	「～しつつ」という表現が、他の条項に無いので、簡潔な表現が良いと思われる。 ・協力を得つつ→協力を得て ・留意しつつ→留意して　等	全体として「～しつつ」を「～しながら」に統一。	A

結核予防計画（案）に係る意見一覧

No.	提案者	骨子・本文	項目	ページ	意見	意見への対応	反映状況
31	県関係	本文	第４　２ （2）	11	「同健診がいわゆる即時強制によって」 → 「同健診は法第17条に基づき、受診の勧告（又は措置）し実施できることを留意しつつ、」 （法的な表現にしてはどうか）	国の予防指針においても使用されている表現なので、案のとおりとする。	C
32	県関係	本文	第４　２（3）	11	「分子疫学的調査手法」の簡単な用語解説が欲しい。	「第２　本県の結核の現状と課題　２　結核の予防対策（4）　発生動向調査」に用語解説を追記。	A
33	市町村	本文	第４　２（4）	11	～を迅速に進める。→ ～を迅速に進め、感染経路の遮断を行い、集団感染の防止に努める。	「感染拡大の防止」を追加。	B
34	県関係	本文	第４　３	11	（4）として以下を追加。 「県、市町村はBCG接種を実施する医療機関等に対し、接種技術、合併症等についての十分な研修、情報提供等を行う。」	意見のとおり追加。	A
35	県関係	本文	第４　４（3）	12	医師は、～、直ちに保健所に<u>届け出るよう努める</u>。 → 医師は、～、直ちに保健所に<u>届け出なければならない</u>。	「直ちに保健所に届け出る」として修正。	A
36	団体	本文	第４　５（3）	12	(3)<u>これらの施設</u>の管理者にあっては、→ <u>学校、社会施設</u>の管理者にあっては （(1)で記述している医療機関を含まないのであれば、具体的な表現に）	（2）に病院等を追加し、（3）では、医療機関を含むように修正。	B
37	委員	本文	第４　５	12	いろいろな老人を対象としたしかも高齢者・超高齢者を対象とした施設での結核対策などを重点的に入れていただくと動きが出てくるのではないでしょうか？ ハイリスクグループという文言が出てきますが、もう少し具体的に挙げてもいいかもしれません。	「第４　発生の予防及びまん延の防止に関する取組み　５　施設内（院内）感染の防止」に(4)として、意見を参考に追加。	A
38	県関係	本文	第４　６	12	～、<u>関係機関</u>と連携し、～ → ～、<u>学校、市町村等関係機関</u>と連携し、～ （関係機関の明記）	意見のとおり修正。	A
39	県関係	本文	第４　６	12	結核児童の療養の給付（児童福祉法第20条）について項目の追加	計画の中には明記しないが、該当者に対しては適切に対応するものとする。	D
40	県関係	本文	第５　１（6）	13	結核病床を有する医療機関が、感染症法に基づき<u>結核により</u>入院している患者に医療を提供する際には、～。 （下線部の追加）	意見のとおり修正	A

結核予防計画(案)に係る意見一覧

No.	提案者	骨子・本文	項目	ページ	意見	意見への対応	反映状況
41	県関係	本文	第５　１	13	「医師は」の記述が必要ではないか。(役割、取組みなど)	「第４　発生の予防及びまん延の防止に関する取組み　７　普及啓発　(３)」を、「第５　１　(８)」として移記。	A
42	県関係	本文	第５　１	13	(8)として以下を追加。 「県は、医療圏ごとに概ね1ヶ所以上、結核診療等に関して医療機関、施設等からの相談に対応できる相談窓口体制を構築する。」	「第５　結核の医療　４　その他の医療提供体制」に意見を参考に追加。	B
43	県関係	本文	第５　１	13	(9)として以下を追加。 「県は医療圏ごとに概ね1ヶ所以上、結核菌迅速遺伝子検査が実施できる体制を整備する。」	「第５　結核の医療　４　その他の医療提供体制」に意見を参考に追加。	B
44	県関係	本文	第５　２（４）	14	医療機関は、患者が入院中から → 医療機関は、<u>保健所と連絡、調整を図りながら、</u>患者が入院中から （医療機関と保健所の連携が重要）	意見のとおり修正	A
45	県関係	本文	第５　３（２）	14	医療機関においては、結核の合併率が高い疾患を有する患者等（後天性免疫不全症候群、じん肺及び<u>糖尿病＊の患者</u>、人工透析を受けている患者、<u>胃切除を受けた患者、頭頸部がん患者、表7に示す薬剤使用下の患者等</u>）の管理に際し、必要に応じて結核感染の有無を調べ、結核に感染している場合には、積極的な発症予防治療の実施に努めることとし、結核を発症している場合には、結核に関する院内感染防止対策を講ずるよう努める。 <u>*コントロール不良の糖尿病の場合</u> <u>表7</u> <u>TNFα 阻害剤などの生物学的製剤</u> <u>副腎皮質ホルモン（ステロイド）</u> <u>抗癌剤</u> <u>免疫抑制剤</u> <u>等</u>	意見を参考に修正。	A
46	県関係	本文	第５　３	14	(3)として以下を追加。 「医療機関、老人福祉施設等においては、高齢者結核が決して稀ではなく、その多くは体内に長年潜んでいた結核菌のための発病（内因性再燃）であり、症状も無症状、非典型的であることが多いことに留意し、積極的に結核の早期発見、施設内感染防止に努める。」 （高齢者への対策の啓発）	「第４　発生の予防及びまん延の防止に関する取組み　５　施設内（院内）感染の防止」に(4)として、意見を参考に追加。	A

結核予防計画(案)に係る意見一覧

No.	提案者	骨子・本文	項目	ページ	意見	意見への対応	反映状況
47	県関係	本文	第5　4（1）	14	医療機関及び民間の検査機関においては、外部機関によって行われる系統的な結核菌検査、及びIGRA等検査の精度管理体制を構築すること等により、～。（下線部の追加）	意見のとおり修正。	A
48	県関係	本文	第5　4（4）	15	感染症診査協議会は、～化学療法の普及・徹底や最新の結核医療情報の提供など必要な助言等を適切に行う。（下線部追加）	意見を参考に修正	A
49	県関係	本文	第6	16	タイトルに「普及啓発」があるが、本文に記述が無いので、本文に内容を示してほしい。	「第4　発生の予防及びまん延の防止に関する取組み　7　普及啓発」に記述済みのため、第6のタイトルを修正。	C
50	県関係	本文	目標及び指標	17	目標罹患率は、9～10が妥当ではないか。	罹患率の減少率等を考慮して設定したものであり、案のとおりとする。	E
51	県関係	本文	目標及び指標	18	市町村における定期健診受診率　→ 市町村における結核定期健診または肺がん検診の受診率	肺がん検診と併せて実施したものも、受診者に含めるように、市町村に周知する。	C
52	県関係	本文	目標及び指標	18	「BCG接種率」:現状値より目標値が低いのはなぜか。	目標（罹患率）達成に向けた指標であり、既に十分高いレベルにある。	C
53	県関係	本文	目標及び指標	18	BCG接種率:現状値より目標値が低いので高くするべき。	目標（罹患率）達成に向けた指標であり、既に十分高いレベルにある。	C
54	団体	本文	目標及び指標	18	BCG接種率を98％以上	目標（罹患率）達成に向けた指標であり、既に十分高いレベルにある。	C
55	県関係	本文	目標及び指標	18	DOTS実施率:現状値より目標値が低いので高くするべき。	現状値は、実施保健所数／保健所数。目標値は、DOTSを実施した患者数／全結核患者数。計算方法が異なる。	E
56	県関係	本文	目標及び指標	18	「治療失敗・脱落率」:目標値が現状維持なのはなぜか。	毎年の変動が大きいため、国指針に示す指標値を参考に設定。	E
57	県関係	本文	目標及び指標	18	指標に「事業所等における定期健康診断の受診率及び患者発見率」を追加する。	実施義務者の届出率は不明のため、今後の検討課題とする。	D
58	県関係	本文	目標及び指標	18	指標に「接触者健診の受診率、患者発見率」を追加	適切な指標値の設定が困難であることから、今後の検討課題とする。	D
59	県関係	本文	目標及び指標	18	指標の追加 コホート情報の入力率、結核菌情報の把握率、感受性検査の実施率・把握率	登録データの精度向上の指標の代表として、「菌情報把握率」を使用。他の項目については、指標として使用しないが、登録データの精度向上に努めていく。	D
60	県関係	本文	目標及び指標	18	指標の追加「標準治療の基準に基づく治療割合」を追加	過去の実績の推移から90%以上と設定	A
61	県関係	本文	全体		全体をとおして、役割を明確にする。	必要に応じて、主語を明記。	B

結核予防計画(案)に係る意見一覧

No.	提案者	骨子・本文	項目	ページ	意見	意見への対応	反映状況
62	県関係	本文	全体		具体的取組みの重要ポイントをゴシックにするなど強調してはどうか。	計画では例が少ない。	E

結核予防計画(案)に係る意見一覧

No.	提案者	骨子・本文	項目	ページ	意見	意見への対応	反映状況
101	県関係	骨子	第２－２(２)		(現状)　接触者健診による発見率の数値を掲載した方がよい。	意見のとおり修正。	A
102	県関係	骨子	第２－２(2)		(現状)　接触者健診(法第17条)定期健診より、接触者健診での発見率が高い。　→　接触者健診での発見率が高い (定期健診と接触者健診の比較は不適当:対象者が異なる)	接触者健診の発見率を記載。本文(第２　本県の結核の現状と課題　２　結核の予防対策　(２)　接触者健診)も併せて修正。	A
103	県関係	骨子	第２－２(2)		(課題)　接触者検診　→　接触者健診	タイプミスにつき修正	A
104	県関係	骨子	第２－２(３)		(課題)　早期接種の早期とはいつか。接種対象年齢拡大の見込であることから、早期という表現が適切か疑問。	「適切な時期」に修正。	A
105	県関係	骨子	第２－２(４)		(現状)　培養検査結果把握率の数値を掲載した方がよい。	スペースの都合上記載しない。	E
106	県関係	骨子	第２－２(４)		(課題)　「培養把握率」の向上を課題として取り上げるべき。	登録データの精度向上に含めている。	C
107	県関係	骨子	第２－３(３)		(現状)　DOTS実施率の数値の追加。	意見のとおり修正。本文(第２　本県の結核の現状と課題　３　結核医療　(３)　標準治療)も併せて修正。	A
108	県関係	骨子	第２－３(３)		(課題)　「多剤耐性結核の発生の防止」を追加	関連項目として、第２－３(2)の課題に記載済	C
109	県関係	骨子	第４－１		施策(取組)に、「事業所等における定期健康診断の推進」の項目を設け、指標に「事業所等における定期健康診断の受診率及び患者発見率」を追加する。	適切な指標値の設定が困難であることから、今後の検討課題とする。	D
110	県関係	骨子	第４－２		指標に「接触者健診の受診率、患者発見率」を追加	適切な指標値の設定が困難であることから、今後の検討課題とする。	D
111	委員	骨子	第4－２(３)		「分析疫学」ではなく、「分子疫学」ではないか。	タイプミスにつき修正	A
112	県関係	骨子	第４－４		指標の追加 コホート情報の入力率、結核菌情報の把握率、感受性検査の実施率・把握率	登録データの精度向上の指標の代表として、「菌情報把握率」を使用。他の項目については、指標として使用しないが、登録データの精度向上に努めていく。	D
113	県関係	骨子	第５－１(３)		指標の追加「標準治療の基準に基づく治療割合」を追加	過去の実績の推移から90%以上と設定	A

反映状況
A(全部反映)　意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B(一部反映)　意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C(趣旨同一)　意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D(参考)　計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E(対応困難)　A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの